

第1部

基本的考え方について

第 1 部

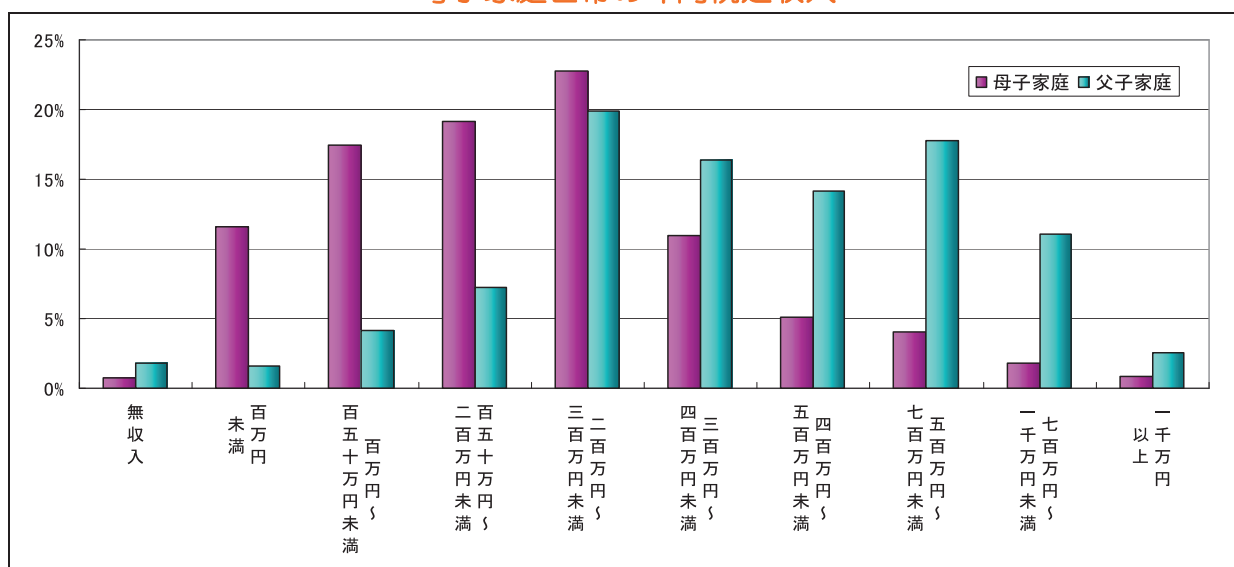


(4) 母子世帯、配偶者からの暴力被害女性の状況（福岡県「母子世帯等実態調査」平成 19 年、福岡県調査統計課調べ、福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」平成 22 年、内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」平成 19 年 より）

福岡県の母子世帯は約 6 万 9 千世帯で、10 年間で 33% 増加しています。母子世帯の母親の 84% が仕事を持っていますが、そのうち 52% が非正規労働者です。年収は 200 万円未満が 49% となっています。

配偶者や交際相手から身体的な暴力を受けた経験がある女性は 19.5% となっています。また配偶者からの暴力被害者のうち、「心身の不調や乳幼児がいるなどの理由で、仕事を探したいが探せない」人が 49% となっています。

母子家庭世帯の年間税込収入



◆ 平均年収 母子家庭世帯 約 244

(5) 人口等 (福岡県調査統計課「福岡県の人口と世帯 (推計)」、厚生労働省「人口動態統計」、総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別

千人

- (1) 男女共同参画社会基本法及び福岡県男女共同参画推進条例に基づく計画です。
男女共同参画社会基本法第14条第